



高松市告示第369号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第119条第2項及び第121条の規定により、第21回香川県知事選挙における個人演説会会場設備の程度及び個人演説会会場を使用する場合に納付すべき費用（個人演説会については、1回目は無料、2回目から徴収、政談演説会については1回目から徴収）の額を次のとおり公表します。

令和8年6月18日

高松市長 大西 秀人

1 地域ふれあいセンター、地域交流会館の施設

(1) 施設の名称等

施設名	面積	照明	拡声装置	
高松市深間ふれあいセンター	集会室	159.35 m <sup>2</sup>	一式	無
	第1和室	16.40 m <sup>2</sup>	一式	無
	第2和室	12.30 m <sup>2</sup>	一式	無
高松市庵治やすらぎ会館	多目的ホール	90.31 m <sup>2</sup>	一式	無
	集会室（東側）	22.15 m <sup>2</sup>	一式	無
	集会室（中央）	22.56 m <sup>2</sup>	一式	無
	集会室（西側）	22.15 m <sup>2</sup>	一式	無
高松市牟礼南会館	大会議室	105.19 m <sup>2</sup>	一式	無

(2) 使用料金表

施設名	使用単位	午前	午後	夜間
		午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで
高松市深間ふれあいセンター	集会室	円 850	円 850	円 1,280
	第1和室	200	200	310
	第2和室	150	150	230
高松市庵治やすらぎ会館	多目的ホール	1,090	1,090	1,650

	集 会 室 ( 東 側 )	4 9 0	4 9 0	7 3 0
	集 会 室 ( 中 央 )	4 9 0	4 9 0	7 3 0
	集 会 室 ( 西 側 )	4 9 0	4 9 0	7 3 0
高松市牟礼南会館	大 会 議 室	1, 0 9 0	1, 0 9 0	1, 6 5 0